

学校において予防すべき感染症の種類と出席停止期間の基準

分類	病名	出席停止の基準
第1種	(注)	治癒するまで。
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザ(H5N1)を除く)	発症した後5日を経過しつつ、解熱した後2日(幼児にあっては、3日)を経過するまで。
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
	麻疹(はしか)	解熱したあと3日を経過するまで。ただし、病状により感染力が強いと認められたときは、更に長期に及ぶ場合もある。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過しつつ、全身状態が良好になるまで。
	風疹(三日はしか)	発疹がなくなるまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹がかさぶたになるまで。
第3種	咽頭結膜熱(プール熱)	症状がなくなったあと2日を経過するまで。
	結核	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。
	髓膜炎菌性髓膜炎	症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで。
	コレラ	症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。
	細菌性赤痢	症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。
	腸管出血性大腸菌感染症(O-157など)	有症状者は医師により伝染のおそれがないと認められるまで。 無症状病原体保有者は出席停止不要。手洗い励行。
その他の感染症	腸チフス、パラチフス	症状により、学校医、その他の医師において伝染のおそれがないと認められるまで。
	流行性角結膜炎	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。
	急性出血性結膜炎	医師の診断により伝染のおそれがないと認められるまで。
	感染性胃腸炎 (ノロウイルス感染症など)	下痢・嘔吐症状が軽快し全身状態が改善されれば登校可能。
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止。全身状態がよくなれば登校可能。
	溶連菌感染症	抗生素治療開始後24時間経て全身状態がよければ登校可能。
	伝染性紅斑(リンゴ病)	発疹のみで全身状態がよければ登校可能。
	手足口病	発熱や咽頭・口腔の水泡・潰瘍を伴う急性期は出席停止。 治癒期は全身状態が改善されれば登校可能。
	ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水泡・潰瘍を伴う急性期は出席停止。 治癒期は全身状態が改善されれば登校可能。
	ウイルス性肝炎	A型:肝機能正常化後登校可能 B型・C型:出席停止不要
	伝染性膿痂疹(とびひ)	出席可能(プール・入浴は避ける)
	伝染性軟屬腫(水いぼ)	出席可能(多発発疹者はプールでのビート板の共用を避ける)
	アタマジラミ	出席可能(タオル、櫛、ブラシの共用を避ける)

(注) エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARSコロナウイルスに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1に限る)

※ 学校保健安全法施行規則及び文部科学省発行「学校において予防すべき感染症の解説」より参照